三十六～四十　（略）

四十一　腹腔鏡下傍大動脈リンパ節郭清術

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

子宮体がん（ステージがⅠA期であってグレード3若しくは特殊型（漿液性腺がん、明細胞腺がん、がん肉腫等）のもの又はステージがⅠB期若しくはⅡ期と疑われるものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら婦人科に従事していること。

②　婦人科腫瘍専門医であること。

③　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

④　腹腔鏡手術について五年以上の経験を有すること。

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら内科に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。

②　感染症専門医又は総合内科専門医であること。

③　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　内科を標榜していること。

②　実施診療科において、感染症専門医又は総合内科専門医の医師が一名以上配置されていること。

③　臨床検査技師が配置されていること。

④　病床を二十床以上有していること。

⑤　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

⑥　当直体制が整備されていること。

⑦　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑧　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑨　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑩　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑪　当該療養について十例以上の症例を実施していること。

三十六～四十　（略）

（新設）